

○府中町特別職等報酬等審議会条例

昭和44年12月24日条例第41号

改正

昭和46年11月9日条例第33号

昭和50年12月23日条例第48号

平成17年12月21日条例第33号

平成19年3月19日条例第1号

平成20年8月27日条例第19号

平成30年12月25日条例第29号

府中町特別職等報酬等審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、議会議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額（以下「特別職等の報酬等の額」という。）について審議するため、府中町特別職等報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 町長は、特別職等の報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該特別職等の報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、委員は、府中町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつと、町長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則 （略）